

5. 今後の施設のあり方

5-1. 公共施設の管理に関する基本的な考え方

施設保全を効率的・効果的に行うため、公共施設の現状や課題に対する認識を踏まえ、公共施設の管理に関する基本的な考え方を定め、施設保全に対し全庁的な共通認識を図り、取り組むこととします。

5-1-1. 点検・診断

本市では、各施設ができるまでの経緯や設置目的、考え方など施設の履歴書となる「公共施設診断カルテ」や、施設で行った補修や修繕、日常業務や保守点検で見つかった不具合などを記録した「施設修繕情報ボード」を整備しています。こうした「施設修繕情報ボード」のデータから得られた修繕・改修方法、それにかかる経費などの情報を一元的に管理し、技術系職員による点検・診断等を行うことで効率的で効果的な施設保全を図ることとします。

また、「施設修繕情報ボード」にある修繕情報を基にした技術系職員による保全研修や、保守点検を行うとともに、他にも民間の資格保有者に委託するなど適正な管理に努めることとします。

5-1-2. 安全確保

公共施設は、防災拠点としての機能もあり、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が利用するため、消防設備をはじめ人命にかかわる設備機能が正常に作動することが安全確保の大前提となります。このため、こうした設備機能について、専門的な視点での維持管理と優先的な修繕等を行い、施設利用者の安全を確保することを保全の一番の基本とします。

老朽化等により供用が廃止された施設については、不要財産として除却処分することとしますが、除却処分するまでの間は、浄化槽を埋める、電源を遮断するなど安全確保に努めることとします。

5-1-3. 予防保全による適正管理

施設の建替えによるコストを抑制するためには、継続して活用することとなる施設については、可能な限り長く使用することが必要です。そのため、継続して活用することとなる施設については、老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、施設の安全性及び快適性を確保し、定期的な点検や劣化度調査に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換することにより、適正な管理を行うこととします。

今後は、公共施設個別利用実施計画に基づき、施設の重要度や劣化状況に応じ、中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に維持管理を行い、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

5-1-4. 耐震化

本市の公共施設は耐震基準を満たしていますが、非常時、災害時等には地域の避難所としての役割を担うものが多く含まれます。そのため、日常はもとより、災害時においても十分な安

全性、機能性を有することが求められることから、機能の維持のための点検・診断等を継続していきます。

なお、点検・診断等で危険性が認められた施設については、使用制限等を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去など適切な措置を速やかに実施していきます。

5-2. 施設の更新・改修における基本的な考え方

施設の更新・改修等に当たっては、持続可能な施設サービスの提供や機能の向上に留意しながら財政面とのバランスを考慮し、計画的で効果的な更新・改修等を行っていきます。

5-2-1. 再配置による経費抑制

現在ある全ての施設について大規模改修（30年）、更新（60年）を行う場合の費用は、令和3（2021）年度から30年間で約649億円と見込まれ、長寿命化対策を行い、施設にかけていく改修費用を平準化した場合でも、約134億円の費用がかかります。

3-1「財政の将来予測」の中で既に述べたとおり、生産年齢人口の減少による市税収入の減収が見込まれる一方で、急速に進む高齢化による社会保障関係経費の扶助費の増加が見込まれ、現在の公共施設の全てを維持していくことは困難であり、公共施設面積の総量の抑制を図っていかなければ、必要性の高い行政サービスが維持できなくなります。

今後の公共施設については、各種意向調査やヒアリング等の結果で得られた、市民意見を踏まえて、市民が求める市民のための公共施設の再配置を目指し、効果的・効率的な管理運営や行政改革の取り組みを推進することで経費を圧縮しつつ、公共施設面積の総量の見直しを行います。

5-2-2. 長寿命化

予防保全の取り組みを念頭に、施設の耐用年数の見直しを図り、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減、予算の平準化を実現するため、国等の長寿命化等に係る方針を踏まえて、公共施設個別利用実施計画の策定又は見直しを進めるとともに、計画に基づく長寿命化対策を推進します。

5-2-3. 更新・改修時の施設機能の集約・複合化

施設を整備した人口急増期と比べ、社会情勢は大きく変化しています。そのため、施設の設置目的が現在の市民ニーズに合っていないもの、効果のうすれているものについては、時代に即したものに機能を変更していくとともに、機能の集約化を図ります。また、1つの施設に1つの機能という考え方を改め、1つの施設にどのような機能を持たせ行政サービスが行えるのかを検討し、多機能化及び複合化を進めます。

また、施設機能の集約・複合化により、施設の統廃合が生じる際には、既存施設の有効活用や売却等による財政負担の軽減に取り組みます。

なお、更新・改修時には、自然エネルギーの活用や照明のLED化など運営の効率化を図ることとします。

5-2-4. ユニバーサルデザイン化

公共施設の更新・改修時には、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、可能な限り配慮を行った施設となるようにしていく必要があります。

このため、今後新たに整備する施設については、シンプルでわかりやすいデザインや動線、ゾーニング、屋外空間から移動空間へ、また、移動空間から利用空間へなどの連続性への配慮、サイン等のわかりやすい色使い等に努めていくこととします。

5-2-5. 施設の適正配置

現在は、人口急増に対応した施設整備をしてきた経過から、施設が市域の外縁部に集中して配置されている状況となっています。施設の大規模改修・更新時には、学校や地域利用施設については、国が示す施設の設置基準、学校への通学距離や身近な施設への距離、避難所の機能維持、地域コミュニティ等を踏まえた配置を進めます。

市内に1つだけの施設で、全ての市民が利用する機能を持った施設については、現在の配置状況や市民の利便性を勘案して配置することとします。こうした施設には、地域公共交通との連携を充実させることにより、効率的な施設配置を目指します。

また、公共財産の効率的な利用を図るため、広域的な視点から近隣市町との施設の相互利用を推進します。

公共施設個別利用実施計画の策定段階で行われた各種アンケート調査や個別ヒアリング等による市民意見を集約すると、今後の本市の公共施設に求められている事項は「常に安心・安全な施設（避難施設等）であること」、「地域に根差し広く開かれた施設であること」、「多目的な利用が可能であること」、「様々な世代の交流が可能となる施設であること」と集約できました。

これらの公共施設の目指すべき姿を踏まえ、公共施設の再配置の基本方針を以下のとおり設定します。また、基本方針に沿った「真に市民が求める公共施設」の実現を目指します。

公共施設の再配置の基本方針

少子化と急速な高齢化による人口減少社会を踏まえ、公共施設が、その地に根差し、地域住民自らが利用し、地域に密着した必要不可欠な施設として、多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となることを目指します。

また、公共施設の再配置により、防災拠点としての機能を失うことなく、災害に強い施設を目指します。

5-3. 大規模改修及び更新期の施設種類ごとの考え方

5-3-1. 学校教育施設

ア 小学校

本市における小学校数が現在の8校となつてからの児童数と学級数の推移については、2-9-2 児童・生徒数で述べたとおり、児童数はピーク時の48.5%、学級数はピーク時の68.0%と大きく減少しています。そして、今後も減少傾向はさらに続くと見込んでいます。

教育委員会では、平成29(2017)年1月策定の「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針」において、小学校の適正規模を各学年2学級～3学級、1校あたり12学級～18学級と設定しています。

学校再編・学校施設の長寿命化にあたっては、十分な教育効果を発揮できるように、適正規模を確保するとともに、学校を集約し、予算を集中的に投入することで、学校施設を計画的に維持管理し、教育環境の維持向上を図ることとします。

また、各種アンケート調査や個別ヒアリング等による市民意見では、少子化に伴う児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などに対応するための小・中学校の再編について、概ね賛成であることがわかりました。

学校再編については、教育委員会による「小・中学校の再編、再配置計画」(以下、「学校再編計画」という。)で定めた、「学校再編・長寿命化の基本方針」に沿った学校づくりの実現を目指します。

学校再編・長寿命化の基本方針

学校教育における重点事項として、「学力向上」、「いじめ根絶」、「不登校対策」、「安全な登下校」を掲げ、鶴ヶ島市の子どもたちのために、現在の学校教育の水準を将来にわたって維持・向上し、良好な教育環境の整備・充実を図るよう学校再編・長寿命化を行います。

学校再編・長寿命化の基本方針を踏まえ、児童・生徒数の推移、通学区域、小中一貫教育の取組状況、学校の立地状況に配慮し、小学校再編を検討した結果は、表5-1のとおりです。

今後は、少子化や学校施設の老朽化に対応するため、児童の通学距離や安全に配慮しながら、学校再編計画に基づき、統廃合を進めると、小学校の延床面積は37.8%の削減となります。統廃合を行う際には、併せて借地の解消を図ります。

表 5 - 1 小学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島第一小学校 長久保小学校	鶴ヶ島第一小学校 ((仮)第一小学校)	令和 31 (2049) 年 4 月以降	長久保小学校
	新町小学校			
東部	鶴ヶ島第二小学校 藤小学校	藤小学校 ((仮)第二小学校)	令和 23 (2041) 年 4 月以降	鶴ヶ島第二小学校
	杉下小学校 栄小学校	栄小学校 ((仮)第三小学校)	令和 27 (2045) 年 4 月以降	杉下小学校
南部	南小学校 南中学校	南小学校 ((仮)南小中一貫 教育校)	令和 14 (2032) 年 4 月以降	南中学校 (体育館、テニスコ ートは学校教育施設 として継続利用)

※鶴ヶ島第二小学校の通学区域は、東部地区と南部地区にまたがっているため、通学区域を見直す必要があります。

イ 中学校

本市における中学校数が現在の 5 校となってからの生徒数と学級数の推移については、生徒数はピーク時の 47.4%、学級数はピーク時の 64.9%と大きく減少しています。小学校と同様に、今後も減少傾向は、さらに続くと見込んでいます。

教育委員会では、平成 29 (2017) 年 1 月策定の「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針」において、中学校の適正規模を各学年 4 学級～6 学級、1 校あたり 12 学級～18 学級と設定しています。

「学校再編・長寿命化の基本方針」を踏まえ、児童・生徒数の推移、通学区域、小中一貫教育の取組状況、学校の立地状況に配慮し、中学校再編を検討した結果は、表 5 - 2 のとおりです。

今後は、少子化や学校施設の老朽化に対応するため、学校再編計画に基づき、統廃合を進めると、中学校の延床面積は 52.5%の削減となります。

表 5 - 2 中学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島中学校 西中学校	鶴ヶ島中学校 ((仮)西部中学校)	令和 9 (2027) 年 4 月以降	西中学校
東部	藤中学校 富士見中学校	藤中学校 ((仮)東部中学校)	令和 19 (2037) 年 4 月以降	富士見中学校
南部	南中学校 南小学校	南小学校 ((仮)南小中一貫教育校)	令和 14 (2032) 年 4 月以降	南中学校 (体育館、テニスコ ートは学校教育施設 として継続利用)

ウ 学校給食センター

本市の学校給食は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき、鶴ヶ島市立の小学校及び中学校において学校給食を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、昭和 35（1960）年、鶴ヶ島第一小学校及び鶴ヶ島第二小学校の単独調理校方式から開始され、昭和 53（1978）年から共同調理場方式として、第一学校給食センターが供用開始されました。

その後、児童・生徒数（給食数）の増加に伴い、昭和 59（1984）年から第二学校給食センターが新たに供用開始されました。

しかし、第一学校給食センターは建築後 30 年以上、第二学校給食センターは建築後 25 年以上経過するなど施設の老朽化が進み、児童・生徒への安全な給食の安定的な提供が課題となっていました。そのため、PFI※による施設整備を行い、平成 25（2013）年 9 月 1 日から新しい施設に移行しました。

なお、今後も食の安全を第一に、学校給食センターとしての事業を展開していくため、継続とします。

※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）

公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。

エ 教育センター

教育センターは、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき設置され、平成 23（2011）年 5 月に旧庁舎から保健センター建物の 2 階に機能を移転し、いじめや不登校などの悩みについての教育相談や教育支援室の開設などを実施しています。

施設は、現在、保健センターとの複合となっていますが、教育委員会による学校再編計画により、廃校となる学校校舎の活用を図り、機能を移転し、教育センターとしての事業を展開していきます。

機能移転後の既存施設については、保健センターで実施している事業の充実のため有効活用を図ります。

5-3-2. 地域コミュニティ等施設

ア 市民センター

昭和 35（1960）年 2 月 4 日付け文部省社会教育局長通達による、「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いでは、公民館事業の主たる対象区域について、一般的に、市は中学校の通学区域、町村は小学校の通学区域を考慮することが実態に即するとの考え方を示しています。さらに、公民館を中心として対象区域の面積が 16 k m²以内の場合に利用上の効率が最も高くなっているとしています。

公民館（現在の市民センター）は、当時町であったことから町村に対する考え方に基づき、小学校区（8 校区）ごとに 1 館を目標として整備を進めてきました。平成 3（1991）年 9 月 1 日の市制施行前には、現在の 6 館体制となっており、この基準による市の設置基準 5 館（中学校 5 校区）を上回る状況となっています。

利用の状況については、子どもから高齢者まで非常に幅広い年代に活用されており、多様な活動を通じた幅広い世代の交流や地域の交流拠点としての効果は大きくなっています。地

域支え合い協議会の活動などの新たな取組での活用も期待されます。一方では、隣接館までの距離が、0.62km～1.45km と非常に近接している状況にあるため、稼働率が 28.4%～46.6% と低くなっています。

本市では、少子化と急速な高齢化による人口減少社会を踏まえ、公共施設の役割を時代に即したものにしていけるため、公民館機能を見直し、平成 27(2015)年度から地域の福祉や健康づくりなどの拠点施設として市民センターへ改編しました。

市民センターは、市民意見において、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられていることから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

本市では今後も地域の拠点施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設として、存続とします。

なお、南市民センターは、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（地域拠点－鶴ヶ島駅周辺）内の市有地へ時期は未定（立地適正化計画期間 20 年以内）ですが、移転・新築する予定です。また、富士見市民センターは、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点－若葉駅周辺）内の民間商業施設の建替え時期に併せ、民間商業施設の一部へ移転し、多機能・複合施設として新設します。

イ 女性センター

女性センターは、女性労働者数が増加しつつある社会情勢下で、女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養及び地位の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として、昭和 63（1988）年に「鶴ヶ島町働く婦人の家（愛称ハーモニー）」として開館しました。

その後、平成 9（1997）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成 10（1998）年 6 月に正式施設名を「鶴ヶ島市女性センター」に変更しました。

また、平成 22（2010）年 3 月には、鶴ヶ島市男女共同参画推進条例が制定され、男女共同参画を推進する拠点施設として位置づけられました。

なお、今後も男女共同参画を推進する拠点施設として事業を展開していく必要があります。

女性センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も低く、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では「男女共同参画の視点から女性センターは残すべき」、「他市に比べホールがないため、女性センターは必要である。また、文化を進める意味でも必要な施設である」等の意見があり、こうした市民意見を可能な限り反映し、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続していくことが求められています。

よって、指定避難所及び二次避難所であることから、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続とします。

ウ 農業交流センター

農業交流センターは、農業関係者と市民が農業に親しみ、ともに交流を深めながら新しい農業のあり方を考え作り出していくための拠点施設として、平成 10（1998）年 11 月に開設されました。開設以来、農業関係者には研修や活動の場として、市民には農業体験を通じて農業に対する理解を深める場として、また、古くから継承されてきた農村の文化や味を体験し、次の世代へ伝える場として農村と都市住民との交流、及び情報交換の場として利用されています。

今後も市民が農業に親しみ、農業の振興等を図るための事業を展開していく必要があります。

農業交流センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も非常に低く、建物の老朽化が進んでいます。災害ボランティア受入施設であること、また、今後は農産物の 6 次産業化（農業や水産業などの第一産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態化すること）や農の観光資源化、環境保全型農業の拠点を目指し存続とします。

エ 市民活動推進センター

市民活動推進センターは、豊かで活力のある地域社会の実現を目指して社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を推進するため、若葉駅前の商業施設内に市民活動の拠点施設として設置しています。

平成 25（2013）年 10 月からは施設に出張所としての機能を付加し新たな行政サービスを始めています。

市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO 法人やボランティア団体の育成等の場としていましたが、市民活動団体と地域活動団体等のつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、令和 4（2022）年 4 月から市民センターに機能移転します。

5-3-3. 学習施設

ア 中央図書館及び図書館分室

町制時代、中央図書館は、各公民館が建設されるごとに分室として設けていました。その後、中央図書館建設の機運が高まり、平成 8（1996）年 10 月に開館しました。現在、市民の学習要求に応えるため、図書等の収集、貸出業務を行うとともに、市民やサークルなどを対象に、ICT ルーム席や施設の貸出も行っています。

また、広く市民に本に親しむ機会を提供するため、図書館関連イベントを開催しています。

なお、今後も市民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

中央図書館は、利用状況が減少傾向で、借地料が発生していますが、図書館の設置には努力義務が課せられており、今後も、本の貸し出しにとどまらず、行政情報、地域の情報、社会経済の変化に対応した情報等、市民が必要となる情報の発信施設として、存続とします。

図書館分室については利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

イ 龍蛇ふる里会館

龍蛇ふる里会館は、令和元（2019）年3月に下向児童公園内に建設され、脚折雨乞行事で使われるミニ龍蛇や、市内で最も大きな龍蛇の写真の展示を通じ、行事開催のない年にも伝統行事「脚折雨乞」の持つ魅力に触れることができます。

龍蛇製作技術継承の拠点、資機材の保管機能を備えた施設として整備されました。

なお、今後も地域の伝統や文化継承等のため事業を展開していくため、存続とします。

5-3-4. 健康保健施設

ア 鶴ヶ島海洋センター

鶴ヶ島海洋センターは、屋内型運動施設として唯一の施設であり、稼働率も59.8%と他施設と比べ非常に高い施設となっています。

高齢化が進む中で、活力あるまちづくりを進めるためには、これまでも増して市民の健康づくりに取り組むことが重要になっています。しかしながら、現在の施設の敷地は借地である上、建物の老朽化が進んでいることや屋内運動施設としての機能は、規模的に見ても不十分な状況となっています。

鶴ヶ島海洋センターは、建物の老朽化が進んでいること、多額の借地料が発生していることから廃止し、機能を移転し、今後の市民の健康づくりの拠点として、（新）市民体育施設の新設を検討していきます。

鶴ヶ島海洋センターの廃止後は、敷地の一部が借地であることから、建物解体後に借地の返還を行い、市有地は貸付や売却等による資産運用を図ります。

イ 保健センター

保健センターは、市民の健康増進の拠点施設として平成5（1993）年4月に開所しました。開設当初は、予防接種の集団接種及び集団検診の会場としての機能や、リハビリのための軽運動機能、食生活改善機能等を備えていましたが、平成23（2011）年5月の旧庁舎建物の使用廃止に伴い、教育センターが移転してきたことにより、機能訓練室、会議室部分を縮小している状況にあります。

なお、今後も市民の健康増進の拠点施設として、各種事業の拡充等を図っていく必要があります。

保健センターは、災害時医療救護所であるとともに、今後、高齢化が進行することが予想される中で、市民の健康づくり拠点として必要であるため、存続とします。

5-3-5. 福祉施設

ア 保育所

平成24（2012）年2月21日付け鶴ヶ島市児童福祉審議会による「今後の公立保育所のあり方について」の答申では、公立保育所の役割として、障害児や特別の配慮を必要とする児童の受入体制を積極的に整備するなど多様な保育サービスの提供に取り組むこと、保育所入所児童数の変動に伴う定員の調整機能を持たせることを挙げるとともに、民間保育所には、弾力性のある保育運営による地域に密着した特色のある保育サービスの提供を求めることとしています。

鶴ヶ島保育所は昭和 41（1966）年に開設されました。その後、0歳児保育や一時保育と多様化する保育ニーズに対応するため、発育支援センターを含む複合施設として平成 10（1998）年に現在の建物に改築されました。富士見保育所は昭和 54（1979）年に開設されました。建物の老朽化等により平成 27（2015）年 3 月に栄小学校の敷地の一部に移転しました。

また、昭和 49（1974）年に開設された鶴ヶ島東部保育所の近傍地及びその他の地域においては、民間保育所等の整備が進み、これらの整備により市全体の保育所定員も減員させることなく確保できたことから、令和元（2019）年に閉鎖しました。

前述の答申にあるとおり、民間保育所による保育サービスの提供と公立保育所による特別な保育需要等への対応を保育所運営の基本とし、それぞれが相互に連携することにより、より充実した保育サービスが提供されると考えています。

このため、中長期的には鶴ヶ島保育所の運営を更に充実させるとともに、富士見保育所においても公立保育所の役割を担った施設運営を進めることとします。また、今後についても、少子化が進む中で、保育需要を十分に見極めて対応していくこととします。

定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が見込まれるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要は継続すると見込まれるため存続とします。

イ 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に、昭和 54（1979）年 11 月に開設されました。その後、平成 9（1997）年度には、大規模改修を行いました。

利用人数を見ると、平成 15（2003）年度 51,139 人（うち市内在住者 42,811 人、83.71%）から平成 30（2018）年度 62,294 人（うち市内在住者 33,680 人、54.06%）と 21.81%増加する一方、市内在住者の利用は、21.32%の減少となっています。この間、本市の 65 歳以上の高齢者は、平成 15（2003）年 7,355 人から平成 30（2018）年 18,918 人と大幅に増加していることを考えると、老人福祉センターを利用する人の割合は大幅に下がっています。

市民意見交換会では、老人福祉センターの設置場所が市域の境にあり、市外の方が多く利用していますが、市民意見では「市の中心部がよい」との意見が寄せられています。

老人福祉センターは、老朽化も進行していますが、市民意見では「高齢者の居場所がなくなっている」等の意見があること、今後も更なる高齢者の健康増進のための事業を展開していく必要があるため、機能は維持します。

しかし、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止し、機能を移転することにより、借地の解消を図ります。

機能移転後の既存施設は、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

ウ 障害者生活介護施設

障害者生活介護施設は、平成元（1989）年4月に心身障害者地域デイケア施設「きいちご」として開設されました。本市で最初の重度心身障害者の生活訓練と作業所機能を持つ施設であり、公設民間委託施設として、大きな成果を挙げてきました。

平成28（2016）年4月には、障害者総合支援法に基づく障害者生活介護施設に移行し、在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図っています。

なお、今後も、障害者の日常生活及び社会生活の支援施設として、事業を展開していく必要があります。

障害者生活介護施設は利用状況が増加しており、今後の市の事業展開もあるため、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。

しかし、施設の老朽化が進行し、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、機能を移転することにより、借地の解消を図ります。

移転後の障害者生活介護施設は、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

エ 発育支援センター

発育支援センターは、心身に障害がある児童又は心身の発達に遅れや不安のある子どもに対して、基本的な生活習慣を身に付けることや集団生活の適応性を高めるために必要な指導や訓練を行うことで、その児童の発達を援助する施設です。

平成10（1998）年に鶴ヶ島保育所との複合施設として設置し、児童の発達に合わせて通所指導、外来指導、親子教室など心身に障害がある児童等へのきめ細かな子育て支援サービスを行っています。

発育支援センターは、子育ての相談や、療育ニーズの高まり等へ対応するため、機能を拡充し、児童発達支援センターへのレベルアップを図るため、機能を移転します。

オ 学童保育室

本市は、保護者が日中就労で家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を与える放課後児童対策事業（いわゆる学童保育事業）として、市内8小学校区の全てに学童保育室を設置しています。

現在、学童保育室は、原則として市が建物等を整備したうえで、NPO法人等が市の補助を一部受けるかたちで運営されています。地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していくにあたり、児童を中心に置いた特色ある活動が行われ、民間活力を生かした効果が十分に出ています。

また、国の示す基準に従い、本市では、「児童の集団の規模（1支援単位）は、おおむね40人以下」、「児童1人当たりの保育面積はおおむね1.65㎡以上」としていることから、今後も各学童保育室への入室児童数の動向を踏まえた施設整備等の対応を行う必要があります。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

カ 児童館

本市では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、現在、児童館4館を設置しています。

その内、脚折児童館、大橋児童館及び西児童館の3館は、市民センターに併設された合築型の複合館、上広谷児童館は児童館機能のみの単独館となっています。各児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。

また、上広谷児童館及び大橋児童館及び西児童館においては、施設の運営に民間のノウハウを活かす「指定管理者制度」を導入し、その成果を上げてきているところです。

今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童をはぐくむ事業を展開していく必要があるため、存続とします。

5-3-6. 市営住宅

新町住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、埼玉県住宅供給公社によって建設され、借り上げ方式により平成16(2004)年に開設した唯一の市営住宅です。

新町住宅は、埼玉県住宅供給公社との賃貸借契約期間の終了に伴い、令和6（2024年）9月までに返還します。

返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担当の居住者の緩和措置などを検討していきます。

5-3-7. 庁舎等

ア 庁舎

庁舎は、窓口サービスの提供や議会運営など行政運営に必要な機能をはじめ、災害時には防災本部としての役割など、他の施設では代替えのできない機能を持つ中枢施設であることから存続とします。

現在の庁舎は、平成2(1990)年に旧庁舎から移転し、築31年が経過しており建物・設備の老朽化が進んでいます。庁舎屋上防水・外壁改修工事、エレベーター及び空調機器の更新を順次行ってきました。

今後も施策や業務内容が変わっても位置づけは変わらない施設であることから、未実施となっているキュービクルなどの電気設備や消防設備を含め、大規模改修を視野に入れた庁舎の保全に早急に取り組みます。また、その後も計画的な予防保全に取り組み、適正に管理することとします。

また、庁舎敷地と職員第二駐車場を合わせた32,751.27㎡のうち24,136.46㎡、73.7%が借地となっています。

庁舎は災害対策本部機能を有した行政拠点であることから、庁舎敷地としての借地は計画的に買取りを行うこととします。

イ 若葉駅前出張所

若葉駅前出張所は、東武東上線若葉駅前にある民間商業施設内の市民活動推進センターに平成 25（2013）年 10 月に併設された施設であり、証明書交付、医療費助成金等、各種申請書類の受付、パスポートの申請・交付業務を行っています。

なお、利便性の高い場所に位置し、利用も増加していることから、今後も便利な市民サービス提供施設として事業を展開していきます。

利用状況が増加傾向であり、市民意見でも使い勝手が良い施設と市民に認識されていることから、今後も施設で事業を展開していくため当分の間は存続します。

施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区（中心拠点一若葉駅周辺）内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地（約 2,500 m²）、更に、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地（約 4,000 m²）を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部へ機能の移転を図ります。

ウ 文化財整理室第一分室（事務室等）、文化財整理室第二分室（作業室等）、文化財整理室第三分室（資料展示庫）

文化財整理室第一分室及び第二分室は、昭和の初期に建設された旧第一小学校校舎（旧教育委員会、旧都市計画課、旧経済課庁舎）を利用し、平成 2（1990）年 10 月より埋蔵文化財発掘調査整理作業所、市内より出土した遺物や寄付された民具などを保管管理する施設及び事務所として、利用しています。

なお、文化財整理室第三分室は、平成 8（1996）年 4 月以降、法務局が移転した旧庁舎第三分室の一部を除き使用していましたが、平成 23（2011）年度より全部を資料展示スペース等として、使用しています。今後も事業の継続を目指しますが施設の老朽化に伴う移転が課題となっています。

文化財整理室第一分室及び第二分室は、今後の市の事業展開や市民意見から「旧第一小学校校舎であり、文化財的な側面からも、大切に維持管理してほしい」と意見があることなどから、今後も事業を展開していくため建造物は維持しますが、施設の老朽化などが課題となっているため、機能の移転を図ります。

移転後の施設は、倉庫として再利用します。

5-3-8. 普通財産（廃止済施設）

ア 旧第一学校給食センター、旧第二学校給食センター

旧第一学校給食センター及び旧第二学校給食センターは、平成 25（2013）年 8 月に PFI による施設整備によって学校給食センターが新施設に移行したことから、廃止された施設です。

なお、区画整理事業地内のため、種地（減歩緩和）として建物を解体し、敷地の有効活用を図ります。

イ 旧鶴ヶ島市ふれあいセンター

旧鶴ヶ島市ふれあいセンターは、平成 7（1995）年稼働の埼玉西部環境保全組合「高倉クリーンセンター」の周辺対策施設として、ごみ焼却による余熱を利用した施設として建設さ

れました。

平成 19 (2007) 年度からは指定管理者制度を導入し、入館者数が一定程度増加しましたが、周辺対策施設としての目的をほぼ達成したことから、平成 22 (2010) 年 3 月に閉館となりました。

なお、平成 23 (2011) 年 2 月から介護事業者に賃貸借して現在に至っています。今後も民間事業者への貸付による資産運用を図ります。

令和 6 (2024) 年度末まで、民間事業者に貸付による資産運用中であり、今後の市の事業展開として、今後も土地や建物の貸付による資産運用を行います。

ウ 旧庁舎

旧庁舎は、昭和 40 (1965) 年に建設され、役場庁舎として平成 2 (1990) 年 4 月まで使用していた建物です。

平成 2 (1990) 年に役場庁舎が新しい庁舎に移転した後、改修を行い、平成 3 (1991) 年には教育センターとして開設されました。

また、社会福祉協議会やシルバー人材センターの事務所も入った複合施設として使用してきましたが、平成 21 (2009) 年には安全性の観点から市として公の施設として使用しないことを決定しました。

なお、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内（行政拠点一市役所周辺）の大規模市有地であることから、社会福祉支援や市民の健康増進等の拠点化を図る施設として、旧庁舎跡地に複合施設を計画していきます。

エ 旧若葉駅自転車駐車場

旧若葉駅自転車駐車場は、民間事業者により平地駐車場と立体駐車場が整備され、平成 5 (1993) 年 2 月に供用開始された施設です。その後、立体駐車場については、平成 30 (2018) 年 3 月に民間事業者から市に無償譲渡され、閉鎖されていましたが、令和 2 (2020) 年 10 月からは、放置自転車の仮置き場として使用しています。

なお、活用については、平地駐車場の再利用も考慮します。

また、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点一若葉駅周辺）内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地（約 2,500 m²）、更に、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地（約 4,000 m²）を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設される際に、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。

5-3-9. リノベーション[※]施設

ア 廃校後の西中学校

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点ー市役所周辺）内の旧庁舎跡地に複合施設を新設するまでの間、老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会（現在、庁舎6階に設置）を廃校後の西中学校校舎へ移転し、暫定施設として利用します。

なお、教育センター、文化財整理室は、廃校後の西中学校へ本移転し、継続して校舎を利用します。

体育館は、鶴ヶ島海洋センターの移転先とし、新体育館が建設されるまでの間、市民の体育施設として、暫定利用します。なお、指定避難所としての機能は、そのまま継続します。

また、校庭は、市民が利用できる屋外運動場として開放し、災害時の避難場所として利用できるようにし、テニスコートは、老人福祉センター隣のテニスコートの移転先として、再利用します。

※リノベーション…既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

再配置による移転対象施設

- ・教育センター（現在、保健センター施設内の一部に設置されている。）
- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター（現在、鶴ヶ島保育所施設内の一部に設置されている。）
- ・文化財整理室（第一分室、第二分室、第三分室）
- ・社会福祉協議会（現在、庁舎6階にあるが、広い事務スペースを確保するため、令和9（2027）年度以降に西中学校校舎へ移転する。なお、移転後に空いた庁舎6階のスペースは、市民等が多目的に利用できる空間として、有効活用する。）
- ・シルバー人材センター（現在、旧庁舎跡地にあるため、建設用地確保のため、旧庁舎跡地に建設する複合施設新設時には、西中学校校舎へ移転する。）

イ 廃校後の体育館

学校再編計画により、廃校となった体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

5-3-10. 新施設

ア (新) 南市民センター

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（地域拠点－鶴ヶ島駅周辺）内にある鶴ヶ島文化会館の敷地に、南市民センターを建替えにより移転します。

新施設では、多目的な利用ができるよう可変的な間仕切りを設置し、地域に密着した多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

再配置による移転対象施設

- ・南市民センター
- ・図書館南分室（現在、南市民センター施設内の一部に設置されている。）

イ (新) 富士見市民センター

立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点－若葉駅周辺）内にある民間商業施設が更新される際には、建替え時の民間商業施設と一体的に富士見市民センターや若葉駅前出張所を移転し、多機能・複合化することで、高い利便性を有する都市機能の集積・誘導を図ります。

新施設では、利便性の高い行政機能（証明書等発行、各種申請書等の受付等、現若葉駅前出張所機能の多機能・複合化）の設置や、共働きの子育て世代を支援する機能、多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

再配置による移転対象施設

- ・富士見市民センター
- ・図書館富士見分室（現在、富士見市民センター施設内の一部に設置されている。）
- ・若葉駅前出張所、若葉駅前カウンター（図書予約貸出・返却機能等）
- ・旧若葉駅自転車駐車場（※資産運用を図る施設）

ウ (新) 市民体育館

鶴ヶ島海洋センターの廃止後、市民体育館として廃校後の西中学校体育館を暫定利用した後、市民大会や市の行事等の開催が可能な市民スポーツ・健康増進における中心施設となり得る市民利用を優先とした（新）市民体育館を新設し、移転します。

再配置による移転対象施設

- ・市民体育館機能

エ 旧庁舎跡地（新）複合施設（社会福祉、健康増進拠点施設）

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点－市役所周辺）内の旧庁舎跡地に社会福祉支援や健康増進等の拠点化を図る複合施設を新設します。

現在、旧庁舎跡地に設置されているシルバー人材センターは、複合施設建設時期までに、

西中学校校舎へ移転します。

新設する複合施設の機能として、廃校後の西中学校校舎を暫定利用していた老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会を移転します。

なお、廃校後の西中学校へ移転した教育センターや文化財整理室は、校舎の利用を継続します。

再配置による移転対象施設

- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター
- ・社会福祉協議会

5-4. 施設種類ごとの考え方に基づく施設の総量

大規模改修及び更新期の施設種類ごとの考え方に基づき、移転や廃止となった施設の再配置により、公共施設の延床面積は、表5-3のとおり、再配置前の総延床面積144,522.41㎡から、再配置後には総延床面積111,619.36㎡へ減少します。施設総量の見直しにより、減少した延床面積は、約32,000㎡であり再配置前と比較し、22.8%減少します。

また、公共施設個別利用実施計画による再配置の実施時期は表5-4のとおりです。計画完了後の配置を示すと、図5-1から図5-4となります。

表5-3 施設種類ごとの考え方に基づく各施設の整理

種別	施設の種類	施設保有量 (R3.3.31現在)		種別ごとの延床面積の合計 (㎡)	再配置後の施設保有量		再配置後の種別ごとの延床面積の合計 (㎡)	施設の増減		
		施設数	延床面積 (㎡)		施設数	延床面積 (㎡)		施設数	増減面積 (㎡)	増減面積割合
学校教育施設	小学校校舎	8	46,002.00	95,479.89	5	28,575.21	55,019.75	-3	-40,460.14	-28.0%
	小学校体育館	8	8,002.00		5	4,963.00		-3		
	中学校校舎	5	30,868.00		2	13,477.00		-3		
	中学校体育館	5	6,909.00		3	4,475.00		-2		
	学校給食センター	1	3,529.54		1	3,529.54		0		
	教育センター	1	169.35		1	移転により、リノベーション施設(旧西中学校)の床面積へ算入		0		
地域コミュニティ等施設	市民センター	6	8,828.86	11,687.77	6	7,382.32	9,937.81	0	-1,749.96	-1.2%
	女性センター	1	1,799.66		1	1,799.66		0		
	農業交流センター	1	755.83		1	755.83		0		
	市民活動推進センター	1	303.42		0	0.00		-1		
学習施設	中央図書館	1	4,254.70	5,340.40	1	4,254.70	5,175.19	0	-165.21	-0.1%
	図書館分室	6	1,009.52		6	844.31		0		
	龍蛇ふる里会館	1	76.18		1	76.18		0		
健康保健施設	鶴ヶ島海洋センター	1	1,102.28	2,514.08	0	0.00	10,654.15	-1	8,140.07	5.6%
	地域体育施設(廃校後の体育館)	0	0.00		5	5,473.00		5		
	(新)市民体育館	0	0.00		1	3,600.00		1		
	保健センター	1	1,411.80		1	1,581.15		0		
福祉施設	保育所	2	2,138.95	8,362.02	2	2,405.63	6,624.16	0	-1,737.86	-1.2%
	老人福祉センター	1	1,069.51		1	移転により、社会福祉・健康増進拠点施設の床面積へ算入		0		
	障害者生活介護施設	1	519.56		1			0		
	発育支援センター	1	266.68		1			0		
	学童保育室	19	2,535.83		17	2,218.43		-2		
	児童館	4	1,831.49		4	2,000.10		0		
市営住宅	市営住宅	1	1,586.10	1,586.10	0	0.00	0.00	-1	-1,586.10	-1.1%
庁舎等	庁舎	1	12,867.21	13,760.98	1	12,867.21	13,170.63	0	-590.35	-0.4%
	若葉駅前出張所	1	併設する市民活動推進センターの床面積へ算入		1	303.42		0		
	文化財整理室	3	893.77		1	移転により、リノベーション施設(旧西中学校)の床面積へ算入		-2		
普通財産	廃止済施設	5	5,791.17	5,791.17	1	1,469.67	1,469.67	-4	-4,321.50	-3.0%
(新)複合施設	リノベーション施設(旧西中学校)	0	0.00	0.00	1	5,968.00	9,568.00	1	9,568.00	6.6%
	社会福祉・健康増進拠点施設(旧庁舎跡地)	0	0.00		1	3,600.00		1		
合計		86	144,522.41	144,522.41	72	111,619.36	111,619.36	-14	-32,903.05	-22.8%

- ※南小中一貫教育校で使用する校舎は、南小学校校舎であるため、再配置後の施設数及び床面積には、南中学校校舎を算入していません。
- ※移転後の旧教育センターの空いたスペースは、保健センター事業での活用を想定しているため、保健センターの延床面積として、算入しています。
- ※廃止後の旧市民活動推進センターの空いたスペースは、待合スペースやロビー等の有効活用を想定しており、併設していた若葉駅前出張所の延床面積へ算入しています。
- ※地域体育施設(廃校後の体育館)は、災害時に避難所として使用します。
- ※移転後の旧発育支援センターの空いたスペースは、保育事業での活用を想定しているため、鶴ヶ島保育所の延床面積として、算入しています。
- ※移転後の旧ひまわりクラブAの空いたスペースは、健康福祉関係の事業への利用などを想定しているため、併設していた西児童館の延床面積へ算入しています。
- ※ひまわりクラブA、B、Cは、新町小学校の校舎の一部へ、文化財整理室(第一、第二、第三分室)は、西中学校校舎へ移転し統合されるため、再配置後の施設数をそれぞれ2施設減じています。
- ※(新)複合施設は、現時点で想定した床面積を算入しています。

表5-4 主な公共施設の再配置計画の時系列・相関図(1/2)

計画期間		令和3年度 2021年度	～	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	～	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	～	令和17年度 2035年度	令和18年度 2036年度	～	令和22年度 2040年度
No.	施設名	0		5年後		10年後		15年後		20年後			
2	鶴ヶ島第二小学校	校舎											
	体育館												
7	藤小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
4	杉下小学校	校舎											
	体育館												
6	栄小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
10	藤中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
11	富士見中学校	校舎											
	体育館							機能変更(市民体育施設・避難所として利用)					
1	鶴ヶ島第一小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
5	長久保小学校	校舎											
	体育館												
3	新町小学校	校舎	統廃合なし										
	体育館	統廃合なし											
9	鶴ヶ島中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
12	西中学校	校舎											
	体育館												
8	南小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
13	南中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
15	教育センター(保健センター内一部併設)												
18	南市民センター												
-	鶴ヶ島文化会館												
21	富士見市民センター												
24	市民活動推進センター												
-	若葉駅周辺の商業施設(仮)												
33	鶴ヶ島海洋センター												
-	(新)市民体育施設												
37	老人福祉センター												
38	障害者生活介護施設												
39	発育支援センター												
-	社会福祉協議会(現:庁舎6階)												
63	新町住宅												
65	若葉駅前出張所												
66-68	文化財整理室												
-	シルバー人材センター(現:旧庁舎跡地)												
72	旧庁舎(跡地、新複合施設)												
73	旧若葉駅自転車駐車場												

※時系列・相関図は、存続以外の主な再配置が行われる関係施設を抜粋しています。(小中学校は、全施設記載)

※実施時期未定①は、(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。

※実施時期未定②は、(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表5-4 主な公共施設の再配置計画の時系列・相関図(2/2)

No.	施設名	施設種別	計画期間	令和23年度 2041年度	～	令和27年度 2045年度	令和28年度 2046年度	～	令和32年度 2050年度	実施時期未定① (立地適正化計画期間20年以内)	実施時期未定② (本計画期間30年以内)
				25年後			30年後				
2	鶴ヶ島第二小学校	校舎		○ 廃止							
		体育館		○ 機能変更(市民体育施設・避難所として利用)							
7	藤小学校	校舎		○ 統合							
		体育館									
4	杉下小学校	校舎		○ 廃止							
		体育館		○ 機能変更(市民体育施設・避難所として利用)							
6	栄小学校	校舎		○ 統合							
		体育館									
10	藤中学校	校舎									
		体育館									
11	富士見中学校	校舎									
		体育館									
1	鶴ヶ島第一小学校	校舎									
		体育館									
5	長久保小学校	校舎									
		体育館									
3	新町小学校	校舎									
		体育館									
9	鶴ヶ島中学校	校舎									
		体育館									
12	西中学校	校舎									
		体育館									
8	南小学校	校舎									
		体育館									
13	南中学校	校舎									
		体育館									
15	教育センター(保健センター内一部併設)										
18	南市民センター										
—	鶴ヶ島文化会館										
21	富士見市民センター										
24	市民活動推進センター										
—	若葉駅周辺の商業施設(仮)										
33	鶴ヶ島海洋センター										
—	(新)市民体育施設										
37	老人福祉センター										
38	障害者生活介護施設										
39	発育支援センター										
—	社会福祉協議会(現:庁舎6階)										
63	新町住宅										
65	若葉駅前出張所										
66~68	文化財整理室										
—	シルバー人材センター(現:旧庁舎跡地)										
72	旧庁舎(跡地、新複合施設)										
73	旧若葉駅自転車駐車場										

老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、新設施設へ移転
 ※教育センターと文化財整理室は、西中学校校舎へ移転後、暫定利用ではなくそのまま継続利用する。

※時系列・相関図は、存続以外の主な再配置が行われる関係施設を抜粋しています。(小中学校は、全施設記載)
 ※実施時期未定①は、(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。
 ※実施時期未定②は、(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

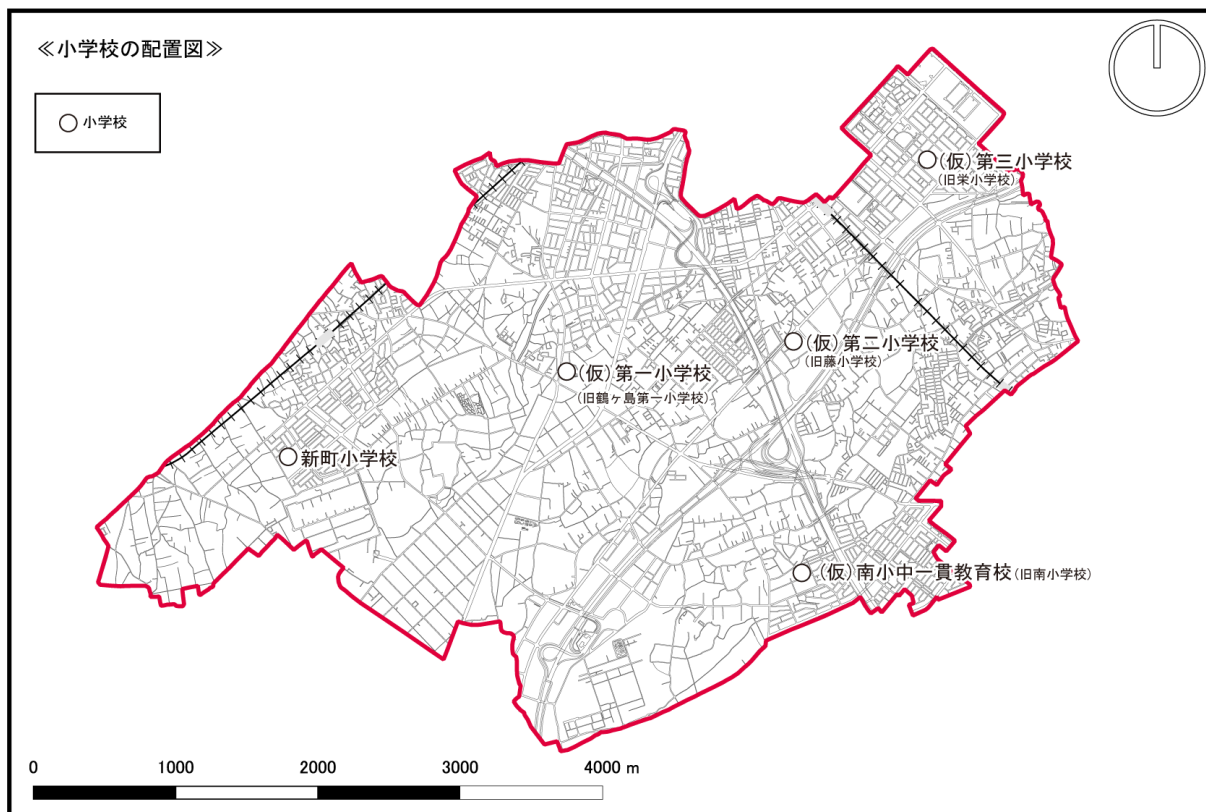


図 5 - 1 計画完了後（令和 32（2050）年）の小学校の配置図

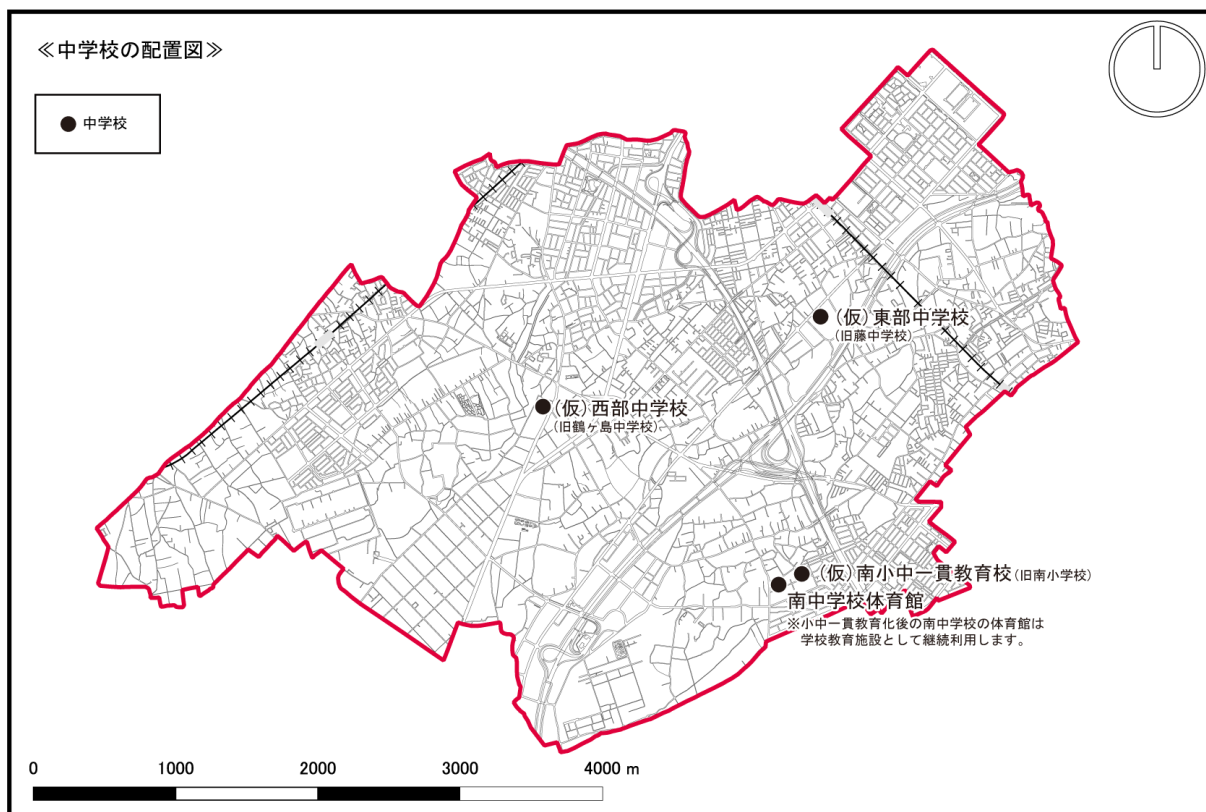


図 5 - 2 計画完了後（令和 32（2050）年）の中学校の配置図

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。



図 5-3 計画完了後(令和 32(2050)年)の市民センター等の主な公共施設の配置図

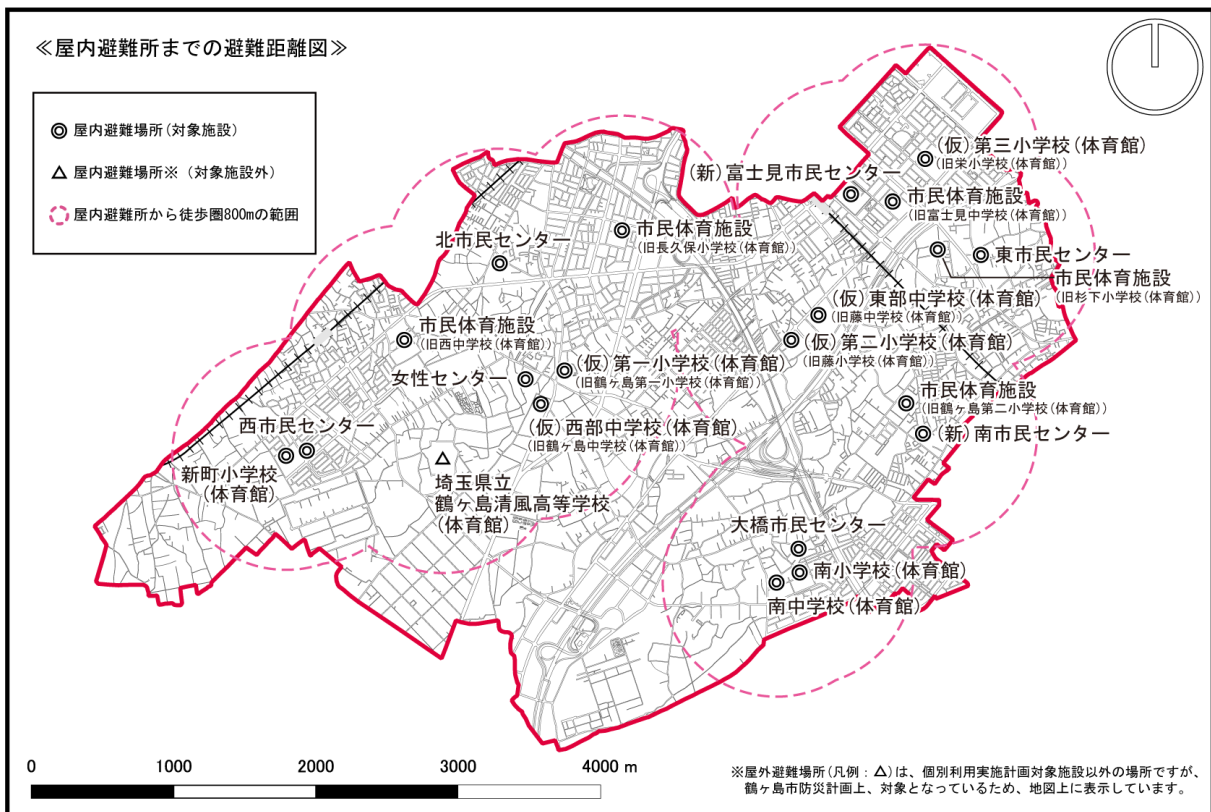


図 5-4 計画完了後(令和 32(2050)年)の屋内避難所までの避難距離図

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

5-5. 適切な施設の運営管理

今後の公共施設のあり方として、施設の適正配置、適正規模、運営する施設の厳選等が求められますが、更に、施設の運営管理についても、それぞれの施設に適したコストパフォーマンス（費用対効果）を第一に、それぞれの施設に対応できる維持管理体制の確立が必要となっています。こうした考え方を抜きにしては、市民の施設ニーズに応え、良好な利用環境を提供しつづけることは難しいと考えています。

5-5-1. 施設の低コスト化

施設のコストは、建設時の設計費、建設費等の初期投資（イニシャルコスト）から維持保全費、運営管理費（ランニングコスト）及び除却処分費まで、施設の設置から廃止までの総経費（ライフサイクルコスト）となります。このそれぞれの段階において具体的にどのように取り組むかが施設の低コスト化を実現するうえで重要になります。

初期投資段階では、適正規模の設定、機能の複合化、機械設備等の省エネ化による社会資本整備の効率化とコスト削減を図ることができます。施設コストの8割程度を占めるといわれる運営管理段階では、運営管理方式を的確に選択することや、改修期を適切に設定し工事の集約化を行うことで経費の削減を図ることができます。

5-5-2. 運営管理方式

市町村における施設の運営管理の方法としては、長らく、従来型の職員による直営方式と直営と清掃管理等一部委託方式が採られ、本市においても早くから清掃、夜間管理、受付業務等に外部への委託を取り入れ、さらに、非常勤職員等による対応も幅広く行ってきています。

また、指定管理者制度やPFI制度の活用も進めています。今後も施設の目的、機能に即した民間活力の多様な活用を進めることとします。この場合、人件費と委託費用の予算の二重計上につながらないように、導入時機、導入方法の費用対効果を見据えた十分な検討、工夫を行っていくこととします。

また、施設や政策の目的にかなない、更なる効果が期待できる場合には、市民との協働による運営管理手法の導入も検討することとします。

5-6. 新たな行政課題への対応

本市の抱える大きな課題として、既に述べたとおり全国でも比類のない速さで進む高齢化の問題、（人口急増社会から）人口減少社会を迎えて急激な都市構造の変化に対応しなければならない問題、そしてこれらの課題に対応するために必要となる財源の確保等の問題があります。

このような中でも、市民福祉を増進するための政策を推進し、市民の負託に応えることで、市の魅力を内外に発信し続けることが、基礎自治体としての存在価値を高めることになることは言うまでもありません。

総合管理計画の内容は、持続可能な都市経営を実現し、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、時代の変化に即した行政サービスを継続的に提供するために避けられない課題解消策の一つです。

一方、新たな市民ニーズとして元気に暮らす高齢者を支援するために、高齢者の健康づくりや生きがいくくり、介護予防の推進が求められています。また、若い世代の定住を図るために

は魅力ある都市政策が求められています。

このような中、本市では、第6次鶴ヶ島市総合計画の重点戦略として「子どもにやさしいまちづくり」、「いつまでも健康でいられるまちづくり」、「多様な働き方が実現できるまちづくり」を掲げています。

また、「立地適正化計画」では、本格的な人口減少と少子高齢化の進行に対し、都市の活力の衰退を防止しながら、必要な都市機能を維持するため、都市機能誘導区域内に誘導・維持すべき施設が設定しており、都市機能の誘導を図ることとしています。

総合管理計画に基づく実施計画では、公共施設の集約化や更新等の再配置において、これらの計画との主旨に沿った内容とする必要があります。